

令和7年度 久留米市農業体験推進業務仕様書

1 業務名

令和7年度 久留米市農業体験推進業務

2 目的

農業体験推進業務は、農家の農業経営の多角化や農業への理解の促進を図るために各農家が行う農業体験を推進するとともに、市内外から多くの参加者を呼び込むことにより地域の活性化を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4 実施農家及びメニュー数 12戸程度、1戸当たり2メニュー

(農家等との打ち合わせ段階で増減可能性あり)

5 委託業務内容

(1) 実施農家との対面による打ち合わせ(5月中旬～下旬)

今後の事業を円滑に進めていくため、市の担当者とともに受託者と、実施農家ごとの対面による打ち合わせを行う。打ち合わせ場所については、農家ごとに調整を行う。(各農家に1回以上)

また、今後の打ち合わせやメニュー開始前の事前のやり取りを円滑にするため、コミュニケーションアプリであるLINEを使用し、農家と市担当者、委託業者担当者とのグループを作成し、そこで連絡、調整、チラシの校正等に活用すること。さらに、この業務に複数の担当者で取り組む場合は、1人の農家の打ち合わせから全メニューの終了までは同一の担当者が業務に携わること。ただし、業務上やむを得ない場合はこの限りではない。また、どの農家をだれが担当するかが把握できる一覧表を提出すること。

(2) 農業体験実施メニューのポスター及びチラシ作成(5月中旬～下旬)

別添の過去の農業体験(くる農)のパンフレットを参考に申込方法、農家の紹介及びプログラム等を記載した以下のポスター・チラシを作成する。(納品目安は5月末～6月上旬)

用紙	大きさ	印刷面	数量
コート紙 110kg	B2サイズ	片面 フルカラー	500部
コート紙 73kg	A4サイズ	片面 フルカラー	15,000部

※チラシ表面に音声コード1個を掲載し、規格に対応した半円の切り欠け加工を行うこと。(音声コードは市で作成)

※各体験プログラム内容の詳細にアクセスできるよう市HPの二次元バーコードを掲載。(二次元バーコードは市で作成)

○チラシは100部ごとに仕切りを入れたうえで納品

○納品場所は、久留米市役所15階農政部農業の魅力促進課(久留米市城南町15-3)

※各公共施設や、観光案内窓口には久留米市から送付する。

ア パンフレット元データの提供

各ページの掲載予定内容(割付)、文字原稿および画像のデータは久留米市から提供する。

イ 校正

原則3回以上久留米市も行う。

(3) 実施メニューごとの参加者受付(7月上旬～各実施メニュー開始1週間前まで)

受付に使用する電話を受託者で準備するとともに、(2)で作成するパンフレット内に受付用の電話番号を記載する。

7月上旬から受付を開始し、実施メニューごとに参加者の氏名、性別、住所、連絡先、当日の交通手段等を聞き取り、一覧表で管理する。また、申込者から聞き取った個人情報、実施農家と共有することを了承してもらうとともに、実施農家には本業務以外で使用しないよう了承を得ること。

(4) 実施メニューごとの各農家への参加者連絡

各実施メニュー当日から1週間前を目途に実施農家に連絡するとともに、郵送または、LINEにて参加者一覧表(個人情報を除く)を送付すること。また、当日の最終的な集合場所、集合時間、当日のお手伝い内容等を実施農家と確認をすること。

また、各メニュー実施までに、農業体験中の参加者の事故に備え保険に加入することとし、保険の代行手続きについても受託者で完了させること。なお、業務委託費用に当該保険料は含むものとし、受託者の請求により前金払いとすることができる。

(5) 実施メニューごとの参加者への連絡

各実施メニュー当日から1週間前を目途に申し込んだ各参加者に対して、郵送にて連絡すること。

(6) 実施メニューごとの当日参加受付、料金徴収など

当日に各実施メニューが行われる現場に出向き、参加者の出欠確認をすること

もに、参加者から料金を徴収し、メニューが終了するまで管理すること。メニュー終了後は、参加者数と料金を実施農家とともに確認し、参加料金を各実施農家に渡したことが分かる証明書等を交わし、実績報告時に添付すること。また、体験プログラム実施農家に対し、謝金15,000円を支払うこと。

なお、料金徴収後は、実施農家の指示に従い、可能な限り実施に係るお手伝いを行うこと。また、その合間に実施風景が分かる記録写真を随時撮影すること。その際、写真に写った参加者には次年度以降のパンフレットで使用するかもしれない旨の了承を得ておくこと。

(7) 実施メニューごとの参加者アンケート依頼

当日の参加者に対して、実施メニュー当日に以下の内容でアンケートを実施すること。なお、具体的な内容については、事前に久留米市へ提案し、市の了解をもらうこと。なお、アンケートに必要な筆記具や下敷き等は受託者が準備すること。

- (ア) 参加したきっかけ (イ) 参加満足度 (ウ) 料金の妥当性
- (エ) また参加したいと思うか など

(8) 実施農家へのアンケート調査

実施農家ごとのメニュー最終日に各農家に対して、以下の内容についてアンケートを実施すること。なお、具体的なアンケートの内容については、事前に市に提案し、了解をもらうこと。

なお、アンケートに必要な筆記具や下敷き等は受託者が準備すること。

- (ア) 次年度の参加予定（具体的な実施時期、メニュー等）
- (イ) 実施に対する満足度 (ウ) 委託内容の評価
- (エ) 今後の改善点、要望（市、委託者に対して） など

(9) 実績報告及びアンケート調査結果の集計報告、各種データの納品

全農家の実施メニューが終了してから、速やかに以下の内容で実績報告を行うこと。

- ・メニューごとの最終的な参加者一覧及び参加料金、実施風景写真（抜粋）
- ・(6) で各農家と交わした謝金、参加料金の受け渡しが分かる証明書等
- ・参加者アンケートの全体の集計結果
- ・実施農家ごとのアンケート集計結果
- ・パンフレット及び各実施メニュー参加者一覧表、記録写真（全部）のデータの提出

(提出する項目ごとのファイルの種類)

・ポスター・チラシデータ：PDF、Adobe Illustrator

(アウトライン化しているものしていないもの両方)

・各実施メニュー参加者一覧表：Microsoft Excel

・記録写真：JPG ファイル

(10) 上記に掲げたもののほか、業務の遂行に双方が必要と合意した業務

6 支払い

請求書受領後、30 日以内に支払うものとする。

7 成果物の権利について

完成した成果物の所有権等の一切の権利は発注者に帰属するものとし、制作に要したデータは納品の際に、提出するものとする。

8 特記事項

(1) 個人情報の保護

受託者は、この業務処理上知り得た秘密（個人情報を含む。）を第三者に漏らしてはならない。

(2) 目的外利用の禁止

受託者は、この業務により知ることのできた個人情報を、本業務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(3) 再委託の禁止

受託者は、委託者の承諾なしに、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(4) 暴力団排除に関する事項

受託者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。

ウ 排除対策を講じたにもかかわらず、業務の履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(5) 障害者への合理的配慮の提供

受託者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守するとともに、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

(6) 他から写真を転用する場合、著作権等で問題・紛争が起きないよう留意すること。

- (7) 本業務の遂行にあたり、受託者の責に帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

9 その他（注意事項等）

- (1) 公序良俗に反するデザイン・文章表現は使用しないこと。
- (2) 男女平等推進及び障害者等へ配慮したデザインを心がけること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項や業務の進行および業務上問題が生じた場合は、久留米市と協議のうえ決定・実施すること。